

水道メーターの指示数の読み方について

検針にうかがった際の水道メーター指示数の読み方を平成 29 年 8 月検針分から次のとおり変更しております。

◆変更前・・・小数点第 1 位以下を四捨五入

◆変更後・・・小数点第 1 位以下を切り捨て（次月に繰越）

ただし、例外として使用水量が 0 の場合など、端数を切り捨てることにより料金算定に用いた変更前（平成 29 年 7 月）の指示数が変更後（平成 29 年 8 月以後切り捨てた場合）の指示数を上回る場合は、変更前の指示数と同じ指示数とします。



例) ◆読み方の変更前 料金算定に用いる指示数は 821

◆読み方の変更後 料金算定に用いる指示数は 820

その他

検針にうかがった際に、水量が大幅に増えているなど漏水が疑われる場合、検針員がお声をかけます（不在の場合はお知らせを投函します。）。

敷地内の蛇口を全て閉めた状態で、水道メーターのパイロットマークが少しでも回っている場合は、どこかで漏水している可能性があるため、必ず可児市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

※地下や壁の中など目に見えない箇所での漏水であれば、漏水分（1箇月分に限る。）のおよそ半分が減免対象となります（可児市指定給水装置工事業者が修理していない場合は対象となりません。）。詳細はHP中「こんな時はどうすればいいの？」をご参照ください。